

千葉市章使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市徽章(大正10年千葉市告示第50号。以下「市章」という。)の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱い上の配慮)

第2条 市章は、本市の象徴であることを認識し、尊厳と品位を損なわないよう、その取扱いに配慮しなければならない。

(市章の形状及び規格)

第3条 市章の形状及び規格(色を除く。)は、千葉市旗(昭和41年千葉市告示第9号)に定めるところによる。

2 市章の色は濃緑色とする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 単色印刷で用いる場合において、当該単色で市章を表す場合

(2) 濃度の高い背景色の中で、市章を白色で表す場合

(承認)

第4条 市章を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、市の事業(市が他の者と共同して行うものを含む。)において使用する場合については、この限りでない。

(申請)

第5条 市章の使用について市長の承認を受けようとする者は、市章使用申請書(様式第1号)に図案等を添付して書面又は電子メールにより市長に申請しなければならない。ただし、市が後援する事業において使用する場合には、申請を省略することができる。この場合において、市が後援する事業を実施する者は、当該事業における市章の使用について、市長の承認を受けたものとみなす。

(使用制限)

第6条 前条の申請があった場合において、市長は、市章の使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、市章の使用を承認しないものとする。ただし、第1号に該当する場合であって、当該市章の使用が本市の施策の推進又は情報発信に寄与するものと認めるときについては、この限りでない。

(1) その用途が専ら営利を目的とした活動に係るものであるもの

(2) その用途が専ら宗教的な活動に係るものであるもの

(3) その用途が選挙活動その他の政治的な活動に係るものであるもの

(4) 市章の用途が明確でないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の信用又は品位を損なうおそれがあるもの

(承認及び不承認の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請があった場合において、市章の使用を承認したときは、市章使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは市章使用不承認通知書(様式第3号)により、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 市章の使用の承認を受けた者(第5条ただし書の規定により承認を受けたものとみなされた者を含む。)が、第3条に定める規格に違反する使用又は第6条各号のいずれかに該当する使用その他不正な使用をしたと認められるときは、市長は、承認を取り消し、その使用の中止を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用の承認に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所
氏 名

(団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号 ()
メールアドレス @

市章使用申請書

次のとおり、使用したいので申請します。

| | |
|--------------|--|
| 使 途 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 市章図画の 提 供 | <input type="checkbox"/> 紙面 <input type="checkbox"/> 電子データ |

添付書類 ・ 市章の使用箇所を記した図案

市章使用承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のあった市章の使用について、下記の条件により承認します。

記

1 使途

2 使用条件

- (1) 上記の使途以外に使用しないこと。
- (2) 使用承認後、千葉市章使用承認要綱の規定に違反していると認められるときは、同要綱第8条の規定により、その使用の承認を取り消すことがあります。

様式第3号

年 月 日

市章使用不承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のあった市章の使用については、下記の理由により承認することができません。

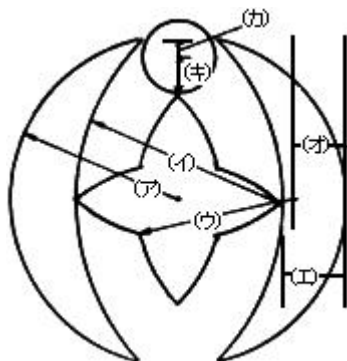
記

不承認の理由

(参考)

市章の形状及び規格

市章の形状及び規格（色を除く。）は、「千葉市旗（昭和41年千葉市告示第9号）」に定めるところによる。



- (ア) 半径 R
- (イ) $\text{---}4/3R$
- (ウ) R
- (エ) $\text{---}1/3R$
- (オ) $\text{---}1/4R$
- (カ) $\text{---}1/15R$
- (キ) $\text{---}1/5R$